亀山市告示第１７１号

亀山市民間保育所等保育利用支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年１０月２７日

亀山市長　　櫻　井　義　之

亀山市民間保育所等保育利用支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市民間保育所等保育利用支援事業補助金交付要綱（令和３年亀山市告示第５１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（補助金の額） 第５条　補助金の額は、２，６６０，０００円と、民間保育所等が保育利用支援事業のために要した費用の額とを比較して、いずれか少ない額を上限として、予算の範囲内において市長が定める額とする。	（補助金の額） 第５条　補助金の額は、２，４０６，０００円と、民間保育所等が保育利用支援事業のために要した費用の額とを比較して、いずれか少ない額を上限として、予算の範囲内において市長が定める額とする。

附　則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の亀山市民間保育所等保育利用支援事業補助金交付要綱の規定は、令和８年４月１日から適用する。